

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保（労働分野における対応）について

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より周知の協力依頼がありました。

令和5年の第211回通常国会において成立した「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」において、ゲノム情報による不当な差別等への適切な対応の確保に関する条項が盛り込まれたこと等をふまえ、今般、厚生労働省により、労働分野における不当な差別を防止するための対応として、別添の通り Q&A がとりまとめられました。

Q&A では、会社からゲノム情報を取得して提出するように求めがあったとしても労働者は応じる必要はなく、労働安全衛生法に基づく健康管理のための情報として、会社が労働者のゲノム情報を収集することはできないことが明記されています。

また、労働者がゲノム情報を提出してしまった場合に、会社がゲノム情報のみをもって解雇、配置転換、人事考課に不利益な取扱いをすることは無効になるとされています。

万一、配置転換や解雇などの不利益な取扱いを受けた場合には、都道府県労働局及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けています。

Q&A につきましては、下記の厚生労働省のホームページにも掲載されています。

つきましては、貴会におかれましてもご了解くださいますとともに、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ（ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保（労働分野における対応））】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/42095.html

●ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保（労働分野における対応）について願いに
ついて（協力依頼）

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2024ken1_931.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員 ID（日医刊行物送付番号）の 10 桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている 10 桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下 2 桁、月 2 桁、日 2 桁」を並べた 6 桁の数字です（半角入力）

《事務局》

大阪府医師会 地域医療 1 課（堀田・澤野）

TEL：06-6763-7012 FAX：06-6766-287